

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第34回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し17名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第34回常設審議委員会の開会に当たり、新しい年となりましたので新年のご挨拶を申し上げます。</p> <p>今年の正月は例年になく暖かい新年でした。年末年始はいろいろな場面で「平成最後の」という言葉をよく聞きました。そこで、平成の時代は何だったのかと考えました。昭和天皇のご崩御の日のことを思い出したところでした。あれから30年いろいろなことがありましたが、ある意味ではTPPに振り回されたのではないかと思います。平成30年間で日本の総理大臣は17人替わっています。それに対して中国では確か2～3人しか国家主席は替わっていません。どちらがいいかということではなく、もうすぐ元号が変わりますが、国民の食料・農業に深く関係している者としては国の安定をやはり考えます。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・1件、第5条・6件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専 務 理 事	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件の結果について報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、多久市・小園委員と嬉野市・川内委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号4-1、〇〇〇〇申請の牛舎・堆肥舎用地への転用に</p>

において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の貸し資材置場用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設または公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の倉庫及び駐車場建設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設または公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議	長	次に、〇〇農業農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-6、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、表土仮置場、他用地への一時転用において、申請地は〇〇市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地で仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものは許可し得ること、また、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	第4条関係1件、第5条関係6件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の牛舎・堆肥舎用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		排水計画が自然流下となっていますが、溜枘等を作る計画はありますか。
〇〇農業委員会		作る計画はありません。
〇〇委員		トラブルは発生しませんか。
〇〇委員		山の奥なので、トラブルは発生しません。現地も確認しました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の貸し資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の倉庫及び駐車場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	汚水について、公共下水道への排水はしないで大丈夫ですか。
〇〇農業委員会	倉庫なので、生活雑排水は発生しません。
〇 〇 委 員	転用地の価格は田も畑も同じ額ですか。
〇〇農業委員会	同額です。
〇 〇 委 員	同額ですね。はい。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	直接審議に関係はありませんが、参考のためにお聞きしますが、

	道路の名義は誰ですか。
〇〇農業委員会	確認します。
〇 〇 委 員	該当地への工事車両の進入はどこからですか。10トントラックが進入できますか。
〇〇農業委員会	確認します。
〇 〇 委 員	資金計画について、必要以上に借りられているようですが、そのとおりですか。
〇〇農業委員会	確認します。
〇 〇 委 員	参考事項として尋ねられた3点について、来月の常設審議委員会にて報告をお願いしたいと思います。それでよいでしょうか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	周辺の土地のほとんどが雑種地となっているようですが、そこには太陽光パネルは設置しないのですか。
〇〇農業委員会	すでにその場所には太陽光パネルが設置されています。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、表土仮置場、他用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 確認ですが、更新のスタート時点はいつですか。

〇〇農業委員会 平成29年5月の許可です。

〇〇委員 はい、ありがとうございます。

〇〇委員 質問ではないですが、関連して〇〇農業委員会でもありましたが、契約期間が一時転用期間の3年より短く、1年とか2年のものがあります。あくまでも契約期間ということですが、地主さんとしては、同じような手続きを何度もすることとなります。企業は受注者として契約に基づいて行っていると思うのですが、例えば鉄道運輸機構などが一括してやっていただけないか。

〇〇委員 具体的な計画に基づく転用なので、一定期間転用したいのであれば、その間同じ筆を借地として転用し、契約期間で切らざるを得ないのではないか。

〇〇委員 そもそも発注者が契約すればいいことなのに、それぞれの工事の受注者ごとに契約しているので、何回も同じ手続きとなる。このことに関しては、私の方で県に確認して、改善できれば申し

		出をしたいと思います。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議 長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同		(全員挙手)
議 長		全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長		以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
〇 〇 専 務		農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長		続きまして、次の項目に移ります。 相続未登記農地等の利用の促進などについて、事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局		(資料2について説明。)
議 長		このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員		それぞれの農業委員会で相続未登記農地をひとつずつ拾い上げるのですか。
農業会議事務局		そういうことではなく、農地中間管理事業を活用しようとする農地の中に相続未登記農地があれば、農業委員会が調べることとなります。
〇 〇 委 員		相続人が、例えば100人いるとすると、それを全部調べるのですか。
農業会議事務局		100人の内の誰かが固定資産税を支払っていると考えられます。その方を中心に調査することとなります。
〇 〇 委 員		底面の全部がコンクリートで覆われた農業用施設の取り扱いに

	については、農業委員会への届出でいいのですか。
農業会議事務局	該当の施設が本当に農業用施設かどうかを判断する必要があると考えられます。
〇〇委員	牛舎や鶏舎はどうなるのか。
農業会議事務局	あくまでも農業用ハウスを想定しています。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(資料の3について説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、今回は、2月15日となっておりますので、予定をお願いします。お疲れ様でした。

14時40分